|  |
| --- |
| 議　　事　　概　　要 |
| 〇浦本委員（維新）が欠席のため、職務代理者として広野委員が出席　１　代表者会議の開会について　　・定例会中は、一般審査後及び知事質問終了後にそれぞれ代表者会議を開会することとし、それ以外は必要に応じて開会。　２　説明員の出席の取扱いについて　　(1)理事者　　　・副首都推進局については、公立大学法人大阪に関する事項が本委員会の所管のため、説明者は、一般審査の際は、副首都推進局理事兼公立大学法人担当部長、同総務担当部長及び公立大学法人担当課長の３名、知事質問の際は、一般審査出席の３名に加え、副首都推進局長に出席を求めることを原則とし、一般審査においても、局長の出席が必要となる場合には、出席を求めることで各会派了承。　　(2)教育委員　　　・委員会への行政委員の出席要求について、各会派意向確認。・大阪維新…申合せ事項に準ずる。教育委員の要望があればいつでも出席が可能　　・公明党…申合せ事項に準ずる。教育委員の要望があればいつでも出席が可能　　・自民党…可能な限り、全員に出席を求める　　・なにわの和…教育委員の意思を尊重。教育委員が出席できる環境は可能な限り確保されるべき　・本委員会では、委員会が必要とする場合以外に、教育委員からの要望があればいつでも出席を可能とする。・理事者の出席については、申合せ事項のとおり、理事者の絞込みが可能な場合は、理事者側で出席者を限定して差し支えないこと、また、委員長の許可を得て、休憩又は質問者ごとに入れ替わり出席することが可能となっている。　３　委員会室における水の提供について〔資料１「議場における飲料水の提供について」参照〕　　・４月１９日の議会運営委員会理事会おいて、資料１のとおり、議場における水の提供に関する取扱いが決定し、委員会についても本会議同様の取扱いとすることが決定されている。　４　委員会の所管事務に係る調査について〔資料２「常任委員会の所管事務に係る調査について（通知）」参照〕　　・３月５日に議会運営委員会委員長より各常任委員会委員長あてに以下の内容について通知。・常任委員会において 所管事務に係る調査を 積極的に実施すること・実施に当たっては、調査を一層充実させるため「参考人招致」、「知見の活用」及び「委員間討議」等の活用を基本とし、執行機関に出席を求める場合には、事務執行に配慮すること・この内容を踏まえ、本委員会における所管事務に係る調査について、各会派の意向聴取。　・大阪維新…現時点で具体的な項目はないが、積極的に実施する方向で検討　・公明党…現時点で具体的な項目はないが、調整が必要な項目が生じた際は随時提案　・自民党…現時点で具体的な項目はないが、引き続き検討を行う　・なにわの和…公立と私立における、入試制度や施設等の様々な違いについて、有志での研究機会（現地見学等による）を確保することを提案・調査項目の決定、実施する場合の方法などについては、後日あらためて協議。　５　本日の委員協議会について　　　　〔資料３「教育常任委員協議会次第」参照〕　　・このあと１１時から委員協議会を開会し、所管事務事業の概要について理事者から説明を聴取。　　・説明資料は、「府議会情報共有サイト」からモバイル端末にダウンロードのうえ、持参するよう依頼。 |